

住まいに関する支援制度一覧

市町村名： 伊勢崎市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
太陽光発電設備及び蓄電池導入費用補助	助成	家庭用脱炭素化設備導入補助金	市内の自己が居住する住宅に「太陽光発電設備」及び「蓄電池」を導入するための費用	<p>【対象者】 下記のいずれかに該当し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに事業完了日を迎えた方 ・居住する市内の住宅に補助対象設備を導入した方 ・市内に補助対象設備を有する住宅を購入または新たに建築し居住した方</p> <p>【事業完了日】 太陽光発電設備(購入):系統連系開始日 太陽光発電設備(PPA):電力販売開始日 太陽光発電設備(リース):リース開始日 蓄電池(購入):設置日または保証開始日 蓄電池(PPA):電力販売開始日 蓄電池(リース):リース開始日 ※併せて導入した場合には、それぞれの事業完了日のうちいずれか早い日 ※上記事業完了日が既定日より前の場合には、当該住宅に住所を定めた日</p> <p>【対象設備】 (共通) ・未使用品であること ・同一設備に係る補助金を本市から受けていないこと(太陽光発電設備) ・発電される電力が原則自家消費されること ・発電出力が1kW以上10kW未満であること(蓄電池) ・充放電を繰り返すことを前提とする据置型(定置型)のもの ・供給される電力が導入場所の住宅で消費されること ・太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を主電源とするもの</p>	各設備 上限50,000円	当該設備の導入に係る費用	-	R7.6.2~R8.4.30	-	GX推進課	0270-27-5596	調整中	下記のいずれかに該当する場合は対象外 ・導入に係る費用を負担していない ・市税に滞納がある ・予備品の設置や修繕 ・系統連系をしない ・太陽光発電設備を増設し、出力が10kW以上となる
生ごみ処理器設置費	助成	生ごみ処理器助成金制度	●生ごみ処理器購入者 ●デイスボア設置者 (公共下水道に設置する場合には、公共下水道伊勢崎処理区域内に限る) (合併浄化槽に設置する場合には、浄化槽がデイスボア対応型であること)	1世帯につき1台まで助成 ただし、堆肥式処理器は2台まで助成	2万円			申請は購入後(領収書の日付)1年以内	予算の限り	資源循環課 資源化推進係	0270-27-2732(直通)	https://www.city.iesaki.lg.jp/soshiki/kankyobu/sigen/sigen/oshirase/2533.html	
合併処理浄化槽設置	助成	伊勢崎市浄化槽整備事業費補助金	公共下水道・農業集落排水・市設置浄化槽の各処理区域外に、申請者本人が居住するための建物に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する工事 ① 単独浄化槽等を適正に撤去、または、雨水貯留槽に再利用し、合併浄化槽に転換する工事及び、宅内配管工事 ② 単独浄化槽等をやむを得ない理由により、撤去できずに合併浄化槽を設置する工事及び、宅内配管工事 ③ 単独浄化槽等を使用している住宅の建替え等に併し合併浄化槽を設置する工事	<p>1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請又は法第5条第1項の規定による設置の届出を行い浄化槽を設置する者</p> <p>2) 単独処理浄化槽等の適正な処分ができる者</p> <p>3) 交付決定後に浄化槽設置工事に着手する者</p> <p>4) 補助事業期間内に浄化槽の設置が完了できる者</p> <p>5) 自ら居住する建物に浄化槽を設置する者</p> <p>6) 過去に伊勢崎市浄化槽整備事業費補助金の交付を受けていない者</p> <p>7) 公共事業等に係る浄化槽等の補償を受けていない者</p> <p>8) 市税等を滞納していない者</p>	<p>①-1 転換設置+宅内配管工事+単独浄化槽撤去工事 5人槽:770,000円 7人槽:800,000円 10人槽:830,000円 ①-2 転換設置+宅内配管工事+汲み取り槽撤去工事 5人槽:740,000円 7人槽:770,000円 10人槽:800,000円 ② 準転換設置+宅内配管工事 5人槽:450,000円 7人槽:480,000円 10人槽:510,000円 ③ 建替等設置 5人槽:250,000円 7人槽:280,000円 10人槽:310,000円</p>			R7.4.1(火)~R8.1.30(金) ただし、R8.2.27(金)までに実績報告書を提出できるものに限る。	予算の限り	資源循環課 清掃企画係	0270-27-2732	https://www.city.iesaki.lg.jp/soshiki/kankyobu/sigen/seiso/2451.html	・浄化槽の工事開始の2週間前までに申請が必要です。 ・申請者が用意する書類のほか、浄化槽工事をする業者が用意する書類が必要です。 ・単独処理浄化槽等を適切に撤去できることが確認できる写真等が必要です。
リフォーム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改造費助成制度等)	助成	伊勢崎市重度身体障害者(児)住宅改造補助金	新築及び増築を除く浴室、便所、玄関、台所及びその他の市長が特に必要と認めた工事で、当該年度内に事業を開始し、完了する事業	<p>次の各号の全てに該当するものがある世帯</p> <p>① 本市の住民基本台帳に登録されている者</p> <p>② 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>③ 次のいずれかに該当する者</p> <p>① 下肢の障害者で1級又は2級の者</p> <p>② 体幹機能障害で1級又は2級の者</p> <p>③ 下肢及び体幹の重複障害者で1級又は2級の者</p> <p>④ 視覚の障害者で1級の者</p> <p>⑤ 上肢の障害者で1級又は2級の者</p> <p>(ただし、両上肢共に4級以上の障害のある者)</p> <p>④ 当該年度の市町村民税所得割額16万円未満の世帯に属する者。ただし、申請時において、当該年度の市町村民税額が確定していないときは、前年度の市町村民税所得割額とする。</p>	50万円			工事着手前		障害福祉課	0270-27-2753(直通)	https://www.city.iesaki.lg.jp/ivyo-kenko-fukushi/shogaisai/ukushi/shogaisai/seocho/17143.html#h1h_idx_w_flex_1_7	介護保険の居住地介護(支援)在宅改修費又は重度身体障害者等に対する日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象となる工事については補助対象としない。この場合は介護保険又は日常生活用具の給付を受けた後、なお、それらの給付額を越える改修経費がかかる場合については、その超過額を補助対象とすることができる。

リフォーム資金 日常生活給付事業	助成	日常生活給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害児者が段差解消等住環境の改善を行う住宅改修 対象となる住宅改修の範囲 (1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	・対象者が現に居住する住宅 ・市内に住所を有し、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者及び学齢児以上の身体障害者であって障害程度等級3級以上の者 (法第19条第3項に基づき、所長が支給決定を行ったものをいふ。) ・世帯の市民税合計額が46万円未満の世帯	20万円			工事着工前	障害福祉課	0270-27-2753(直通)	https://www.city.isesaki.lg.jp/iyu/kenko/fukushi/shogaishaf/ukushi/shogaishatecho/17143.html#ix_idw_flex_1_1	・介護保険の居宅介護(支援)住宅改修費の給付対象となる工事については補助対象としない。 ・原則1回 ・市民税非課税世帯は自己負担無し ・市民税課税世帯は市民税合計金額により2～5割自己負担あり	
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費 助成事業等)	助成	伊勢崎市高齢者住宅改修費補助事業	高齢者の在宅生活の継続を目的として、高齢者の2年以上居住する家屋内を改修する場合に補助金を交付する。 補助対象とする工事は、家屋内のバリアフリー工事とする。	65歳以上の高齢者で、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする (1)ひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯の者 ア 要支援又は要介護1と認定された者 イ 当該年度の生計中心者の市民税又は市民税の所得額が非課税の世帯の者 (2)(1)に規定する者以外の者 ア 要介護2以上と認定された者 イ 当該年度の生計中心者の市民税の所得額が16万円未満の世帯の者	30万円/戸	対象改修工事経費の5/6(上限30万円)	—	工事着工前	—	0270-27-2752(直通)	https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/tyozyu/senior/seikat/usien/service/2361.html	新築・増築は対象外。世帯の構成員に重度身体障害者(児)が無し、重度身体障害者(児)住宅改修補助が行われる場合は補助対象としない。 介護保険制度の住宅改修費と併用する場合は、介護保険制度の給付を優先する。(原則1回)	
その他	助成	伊勢崎市住宅リフォーム助成事業	①平成27年以前に建築した市内にある住宅の工事 ②申請者が居住する住宅のリフォーム工事 ③対象工事費10万円以上(消費税除く)の工事 ④助成金交付決定日以降に着工する工事 ⑤令和5年度、令和6年度に本事業を利用していない住宅の工事	①伊勢崎市内に住居登録のある市民 ②対象住宅に令和7年4月1日時点で2年以上継続して居住する個人住宅の所有者 ③市税等を完納している方 ④令和6年の合計所得金額が700万円以下の方 ⑤令和5年度、令和6年度に本事業を利用していない方	10万円	対象工事費の30%	R7年5月19日～ R7年6月13日	1億円	商工労働課	0270-23-7381(直通)	https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/keizai/shoko/syoutoku/sinkou/2360.html	工事完了期限はR8年1月31日(土)まで。 市内に事務所などを有する法人または住居を有する個人事業者が施工する工事が助成対象となる。	
住宅の新築に関する 融資等 (勤労者住宅資金等)	融資	勤労者住宅資金	1)市内の新築、増築、改築、新築住宅購入のための資金(リフォームは対象外) 2)土地購入のための資金(3年以内に住宅を建設できる人)	市内に居住または勤務する勤労者で、市内に住宅の建設または宅地及び新築住宅を購入しようとする方。事前着工は対象外となります。	2,000万円	年利2.0%以内	20年以内(返済の最終年は、満65歳まで)	R7年4月1日～R7年12月19日	—	商工労働課	0270-27-2755(直通)	https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/keizai/shoko/tyushinousei/2679.html	返済方法：元利均等月賦償還又は半年賦併用月賦償還 申込窓口：市内各金融機関
耐震診断費	助成	伊勢崎市木造住宅耐震診断事業	(社)群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者による耐震診断に要する費用	①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された一戸建ての住宅及び併用住宅(住宅部分の面積が1/2以上のもの) ②階数が地上2階建て以下のもの ③木造在来軸組工法によって建てられたもの ④木造住宅の所有者は、市税を滞納していないこと	無料		R7年5月12日～ R7年9月5日	60件	建築指導課	0270-27-2762(直通)	https://www.city.isesaki.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kaihatsu/kaihatsukenchiku/17456.html	交通費(一律1,000円)個人負担となります。耐震診断者に直接お支払いいただきます (注意)募集状況により追加募集する可能性があります。	
耐震改修費	助成	伊勢崎市木造住宅耐震改修補助事業	伊勢崎市木造住宅耐震診断事業等による耐震診断の結果、総合評価が1.0未満の木造住宅について、耐震性の判定基準に係る上部構造耐力の評価を1.0以上とする工事(設計費、工事費、工事監理費)	①伊勢崎市木造住宅耐震診断事業等による耐震診断の結果、総合評価が1.0未満の木造住宅を所有する方 ②市税を滞納していないこと	100万円/戸	改修費用の4/5	R7年5月12日～ R7年9月5日	5件	建築指導課	0270-27-2762(直通)	https://www.city.isesaki.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kaihatsu/kaihatsukenchiku/17455.html	(注意)募集状況により追加募集する可能性があります。	
耐震シェルター等設置費	助成	伊勢崎市耐震シェルター等設置費補助事業	伊勢崎市木造住宅耐震診断事業等による耐震診断の結果、総合評価が1.0未満の木造住宅について、1階部分に耐震シェルター又は防災ベッドを設置する事業	①高齢者のみで構成される世帯又は障害者が同居する世帯に居住する者 ②当該木造住宅に居住する者 ③市税を滞納していないこと ④伊勢崎市木造住宅耐震改修補助事業の補助金を受けていないこと	20万円/戸	設置費用の2/3	R7年5月12日～ R7年9月5日	3件	建築指導課	0270-27-2762(直通)	https://www.city.isesaki.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kaihatsu/kaihatsukenchiku/17454.html	(注意)募集状況により追加募集する可能性があります。	
水洗便所改造資金 融資	融資	伊勢崎市公共下水道水洗便所改造資金融資事業	くみ取り便所、浄化槽を廃止し、水洗便所に改造するために必要な工事	融資の対象となる改造工事を行った建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者 (1) 処理区域内の家庭で使用される改造工事であること。 (2) 市の公共下水道に接続する改造工事であること。 ただし、法人または店舗、旅館、官公署その他の事業所が事業のために使用しているものは対象になりません。	500,000円	年6.5%以内	4年以内	随時	予算の限り	下水道整備課 排水設備係	0270-27-2777 0270-27-2778	http://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/suidokyo/gesui/seibi/haisu/2024.html	融資の申し込みは市の指定する金融機関が審査を行い、融資の決定を行います。
公共下水道接続促進 補助金	助成	伊勢崎市公共下水道接続促進補助事業	下水処理開始日と公示された日から1年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造、又は浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事	補助金交付の対象となる改造工事を行った建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者 (1) 処理区域内の家庭で使用される改造工事であること (2) 下水処理開始日と公示された日から1年以内に行う改造工事で、公共下水道の使用を開始するものであること (3) 市の公共下水道に接続する工事であること ただし、法人又は店舗、旅館、官公署その他の事業所が事業のために使用しているものは対象になりません。	改造工事1件につき 10万円 (工事費上限)		随時	予算の限り	下水道整備課 排水設備係	0270-27-2777 0270-27-2778	https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/suidokyo/gesui/seibi/haisu/2024.html		